

平成27年4月開所予定 津市児童発達支援センター

問い合わせ こども支援課
☎229-3374 FAX229-3334

津市児童発達支援センターは、児童福祉法による障害児通所給付決定を受けた心身や言語に発達の心配がある就学前の子どもが対象の通所施設です。日常生活の基本的な指導、集団生活適応のための訓練、子どもに合った総合的な支援計画を作るための相談など、一人一人の発達段階に応じた支援を提供します。また、地域の中核施設として、保健・医療・教育機関と連携し、子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるようお手伝いします。

ところ 旧櫛形幼稚園 ※現在改修中です。



津市児童発達支援センターの機能

支援の種類	対象	内容
児童発達支援	通所給付決定を受けた就学前の子ども	心身の発達に応じた運動、感覚機能の発達を促す訓練や指導
保育所等訪問支援	通所給付決定を受けた就学前の子ども	保育所などを訪問し、集団の場での適応を支援
相談支援	通所給付決定を受ける予定または受けている子どもの保護者など	相談と障害児支援利用計画の作成

- スタッフは保育士、保健師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床心理士などです。
※個別支援計画に基づいて、必要な支援を行います。
- センターの事業のうち、児童発達支援と保育所等訪問支援には利用者負担が必要です。詳しくは来年の広報津3月1日号でお知らせする予定です。

生態系に被害を及ぼす**特定外来生物**にご注意を

外来生物とは、もともと日本にいなかったにもかかわらず、人の手によって海外から入ってきた生物のことです。その中でも「特定外来生物」は、生態系などに被害を及ぼすものとして環境省が指定した生物です。特定外来生物は、飼育や栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが原則として禁止されていて、違反すると、個人の場合3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

特定外来生物の例

ヌートリア、アライグマ、ハリネズミ、カミツキガメ、ブルーギル、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオフサモなど

外来生物被害予防3原則

外来生物に関わる場合は、次の原則を守って適切な対応をお願いします。

- 入れない** 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 捨てない** 飼っている外来生物を野外に捨てない
- 拡げない** 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない



オオキンケイギク



ブルーギル

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3140 FAX229-3354